

## 『脱ネオニコレポート 2013-14 ネオニコチノイド系農薬削減をめぐる各地の動き』 を10月末に公表します



電子データは国民会議のホームページでご覧いただけます。冊子をご希望の方は1冊200円で販売します。詳しくは最終ページのご案内をご覧ください。

### CONTENTS

- ② 橘高真佐美／欧州NGOケムセックがSINリストに環境ホルモンなど28物質を追加
- ⑤ 植田 武智／化粧品の防腐剤パラベンの一部がEUで禁止に
- ⑥ 各地のネオニコ削減の動き
- ⑧ 植田 武智／EUの環境ホルモン状況が53分でわかるドキュメンタリー番組（日本語訳）公開中です
- ⑪ 水野 玲子／ミツバチだけでなく、赤トンボも絶滅の危機—環境省が初めて農薬（ネオニコ・フィプロニル）の影響調査—

# 欧州NGOケムセックがSINリストに環境ホルモンなど28物質を追加

理事・弁護士 橋高真佐美

## SINリストとは？

SINリストとは、スウェーデンにあるNGO「ケムセック」が、EUの化学物質に関する規制であるREACH（リーチ）規則で認可の対象とすべき物質をまとめたリストです。SINとは、“Substitute It Now（今すぐ、代替せよ）”の頭文字をつなげたもので、英語のsin（原罪）とかけた名前となっています。最初のSINリストは、2008年に公開されましたが、その後、2009年、2011年、2013年と物質が追加されてきました。今回、2014年10月8日に新たに28物質がSINリストに追加され、830物質が掲載されています。

## REACH規則とは？

REACH規則は、欧州で2008年6月1日から運用を開始した化学物質規制です。REACH規則では、ある化学物質について年間1トン以上製造・輸入をする場合、すべての製造・輸入業者が欧州化学庁（ECHA）のデータベースにその化学物質の情報を登録しなければなりません。そして、認可対象リストに掲載された物質については、使用や上市の際に、認可を受けなければならないという仕組みになっています。

## SVHC（高懸念物質）とは？

SVHCとは高懸念物質（Substances of High Concern）のことで、REACH規則で認可の対象とされる物質のことを指します。認可対象となる物質については、REACH規則第57条に規定されており、大きく以下の3つのグループに分けられます。

### ①CMR

発がん性（Carcinogenic）、変異原性（Mutagenic）、

生殖・発生毒性（Toxic to Reproduction）があるもの

### ②PBTとvPvB

PBTは難分解性（Persistent）及び蓄積性（Bio-accumulative）、有毒性（Toxic）があるもの、vPvBはvery Persistent and very Bio-accumulativeの略で、難分解性及び蓄積性が極めて高いもの

### ③同等の懸念

上記以外に人の健康や環境に重大な影響が起こりうる科学的な証拠があり、上記と同等の懸念を引き起こすもの。たとえば、環境ホルモン（EDC）などが想定されています。

SVHCは、REACH規則の運用開始に合わせて、一度に公表されるというものではありません。2008年6月から十数物質ごとに候補物質が公開され、2014年6月時点で155物質がECHAのSVHC候補物質リストに掲載されています。リストに掲載された物質については、パブリック・コンサルテーションを経て、欧州化学庁（ECHA）による優先付が行われ、認可対象物質となります。2014年10月現在、前記のSVHCリストから22物質が認可対象物質として選定されています。

ケムセックが作るSINリストは、このSVHC候補物質リストや認可対象物質選定のプロセスを加速化させるとともに、産業界に対してもSINリストに掲載されている物質は今後、SVHC候補物質となる可能性があることを知らせ、早い段階からそういった物質を使わないように促すことを目指すものです。

## 2014年10月の追加物質について

今回追加されたのは、環境ホルモン（EDC）が

10物質、PBTまたはvPvBが13物質、CMRが4物質、その他1物質の合計28物質です。追加物質の用途や日本での環境関連の規制については、4ページの一覧表をご覧ください。

ケムセックによれば、今回追加した物質の多くは、「有害物質としてよく知られていた物質を置き換えるために使用されるものであるが、置き換えられた物質と同様に問題がある物質」です。たとえば、今回追加されたビスフェノールFとビスフェノールSは、ビスフェノールAを置き換えるために使われるものです。ビスフェノールAは、ポリカーボネート樹脂や包装材などに使用され、世界中で広く使われている物質ですが、エストロゲン作用を持ち、生殖・発生毒性があるとされます。ビスフェノールAの有害性が問題とされるようになったことから、他のビスフェノール類が使用されるようになりました。しかし、ビスフェノールFやビスフェノールSもビスフェノールAと同様にエストロゲン作用があることから、SINリストに追加されることになりました。

また、既に規制されている臭素系難燃剤やフッ素化合物を少し変化させただけの物質も追加しています。臭素系難燃剤は、家具、洋服、電化製品などあらゆる素材に含まれています。使用時だけでなく、廃棄時にもダイオキシンやフラン等が発生することもあります。デカBDEやTBBPA、HBCDなどの有害な臭素系難燃剤の代替品として使用される難燃剤も、構造が似ていて、同様の問題が懸念されます。

フッ素化合物は、撥水撥油効果のために、エンジンや撥水性のある生地からフライパンや食品包装材まで広い素材に使用されています。これまでも問題となっていたPFOSやPFOAの代替品が求められるようになりましたが、同様の機能を持つフッ素化合物に切り替えても問題は解決しません。

### 31グループの物質群と類似性確認ツール

また、今回からSINリストの物質は、構造の類似性に注目し、31のグループに分けられています。構造が似ていると毒性も似ていることが多いからです。グループには「フタル酸類」「パラベン類」など、化学を専門としない人でもわかる名前が付けられています。現在、REACH規則は化学物質ごとの規

制となっていますが、将来的には類似する化学物質をグループごとに規制することになることを見込んでこのようなグループ分けをおこなっています。

アゾ化合物	：	ニッケル化合物
ベリリウム化合物	：	ニトロ化合物
ビスフェノール類	：	ニトロソアミン類
ホウ素化合物	：	有機スズ化合物
カドミウム化合物	：	パラベン類
クロム化合物	：	フッ素化合物
コバルト化合物	：	石油類
求電子類	：	フタル酸類
グリコール・エーテル類	：	多環芳香族類
ヒドラジン類	：	ポリハロゲン化芳香族類
鉛化合物	：	ポリハロゲン化アルカン類
水銀化合物	：	ポリハロゲン化アルキン類
鉍物繊維類	：	チオアミノカルボニル化合物

ケムセックでは、これらのグループを使って、現時点では、SINリストには入っていないけれど、SINリストに入っている物質と構造が似ている、つまり同様の危険性がある物質を企業が簡単に調べられるように類似性確認ツールSINimilarity (SINとSimilarity (類似性がある) をかけた名前となっています) を公表しました。

### SINリストの検索画面

SINリストは、ケムセックが作成したのですが、欧州の環境や健康、消費者などの問題に取り組む11のNGOがアドバイザーとなり、密接に協力しながら作り上げたものです。

SINリストもSINimilarityも、以下のウェブサイトで無料で公開されています。日本国内の今後の化学物質規制を考える上でも、大変参考になると思いますので、ぜひご覧ください。

<http://sinlist.chemsec.org/>

2014年10月にSINリストに追加された物質一覧

分類	CAS 番号	化学名	別名	用途など	日本での環境上の規制等
環境ホルモン	80-09-1	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン酸エステル	ビスフェノールS	プラスチック製造、防錆剤、感熱紙。 ビスフェノールAの代替品。	-
	620-92-8	4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン	ビスフェノールF	エポキシ樹脂やコーティング	水濁法排水基準、水道法水質基準項目
	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	DnOP	プラスチックやゴム製品の可塑剤	PRTR 第一種指定化学物質
	68515-49-1 26761-40-0	フタル酸ジイソデシル	DiDP	プラスチックの可塑剤。	水質要調査項目 海洋汚染防止法未査定液体物質
	3648-20-2	フタル酸ジウンデシル	DuDP	プラスチックの可塑剤。	-
	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール		プラスチックの可塑剤、防腐剤。	PRTR 第一種指定化学物質、水濁法排水基準、水道法水質基準項目他
	128-37-0	2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール		ゴム用老化防止剤、プラスチック等の参加防止剤。	化審法優先評価化学物質、PRTR 第一種指定化学物質、水濁法排水基準、水道法水質基準項目他
	137-30-4	ジメチルジチオカルバミン酸亜鉛	ジラム	ゴムの添加剤、防汚剤。	PRTR 第一種指定化学物質、大気汚染防止法有害大気汚染物質、水濁法排水基準他
	75-15-0	二硫化炭素		セロハンやレーヨンの溶剤、農薬や医薬品の原料。	化審法優先評価化学物質、RPRTR 第一種指定化学物質
	115-86-6	りん酸トリフェニル	TPP	可塑剤、難燃剤。	PRTR 第一種指定化学物質、環境基本法水質環境基準、海洋汚染防止法、水濁法排水基準他
PBTまたはV/P/VB	678-41-1	りん酸ビス2-(ヘプタデカフルオロオクチル)エチル		食品用耐油紙	-
	335-77-3	ペルフルオロデカンスルホン酸	PFDS	PFOS と類似構造	-
	335-76-2	ノナデカフルオロデカン酸	PFDA	撥水剤	-
	375-95-1	ヘプタデカフルオロノナン酸	PFNA	界面活性剤	-
	355-46-4	トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸	PFHxS	撥水・防汚剤	
	2965-52-8	りん酸ビス2-[N-(ヘプタデカフルオロオクチルスルホニル)-N-エチルアミノ]エチル		平滑化剤	-
	37853-59-1	1,1'-[エチレンビス(オキシ)]ビス(2,4,6-トリプロモベンゼン)	BTBPE	難燃剤	環境基本法水質要調査項目
	84852-53-9	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン	DBDPE	難燃剤	-
	26040-51-7	テトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	BEH-TEBP	難燃剤	-
	732-26-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール		酸化防止剤その他の調整添加剤	化審法第一種特定化学物質、環境基本法水質要調査項目、水濁法排出基準、水道法水質基準項目
	25973-55-1	2-(3,5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェニル)ベンゾトリアゾール		紫外線吸収剤	-
	13674-87-8	りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)		難燃剤	-
	13560-89-9	ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン		難燃剤	環境基本法水質要調査項目
CMR	15571-58-1	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル	DOTE	プラスチックの製造	-
	2687-91-4	1-エチル-2-ピロリドン	NEP	インク、コーティング、注入剤	-
	97-99-4	テトラヒドロフルフリルアルコール	THFA	染料溶剤、可塑剤、防かび剤	-
	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	APFO	添加剤、触媒	PRTR法第二種指定化学物質、水濁法排水基準、土壌汚染対策法特定有害物質他
その他	68515-50-4	フタル酸ジヘキシル標準品	DIHP	潤滑剤、可塑剤	-

# 化粧品の防腐剤パラベンの一部がEUで禁止に

事務局・ジャーナリスト 植田 武智

## すべてのパラベンは環境ホルモン

EUの化粧品規制で、環境ホルモンである防腐剤「パラベン」の規制に動きが出てきています。パラベンには9種類以上あるのですが、すべて内分泌かく乱作用があるとして、欧州のNGO「ChemSec(ケムセック)」などは、より安全なものへ変更するよう提言してきました。<sup>(1)</sup>

## 作用の強い2種類をデンマークが規制

ただパラベンの中にも、内分泌かく乱作用の強さに差があり、比較的大量に使われる4種類(メチル、エチル、プロピル、ブチル)の各パラベンの内、作用の強いプロピルパラベンとブチルパラベンについては、2011年にデンマーク政府が3歳以下の子供用の商品(赤ちゃんのお尻ふきやお手拭きなど)には禁止としました。<sup>(2)</sup>

## 欧州全土でも規制強化へ

デンマーク政府の動きを受けて、欧州委員会も規制への動きをはじめ、委員会の中で消費者商品の成分の安全性を評価する「消費者安全科学委員会(SCCS)」がパラベンの再評価を行いました。その結果、評価に必要なデータを企業が提出してこなかった5種類(イソプロピル、イソブチル、フェニル、ベンジル、ペンチル)のパラベンについては、化粧品成分としては使用禁止と決定。2014年10月30日からは店頭販売できなくなる予定です。<sup>(3)</sup>

プロピルパラベンとブチルパラベンについては、商品への含有濃度の上限値が従来の0.4%未満から0.14%未満へと約3分の1に削減。また3歳以下の子どものおしりふきなどの商品には使用禁止となりました。<sup>(4)</sup>

## 欧州では販売できない花王の「ムーニーズおしりふき」

そこで日本の大手メーカーの赤ちゃん用おしりふ

き商品でのパラベン類の使用状況を調べてみたら、大きな差が出ていました。

一番対策が進んでいるのは、ユニ・チャーム(株)の「ムーニーズ」とP&G社の「パンパース」。おしりふきは全てパラベン無配合に変更していました(ムーニーズは子ども用の「除菌ができるウェット」を除く)。2番目は赤ちゃん本舗。新たにパラベンフリーのおしりふきも発売していますが、従来のパラベン入りも販売継続中です。対応できていないのが、花王の「メリーズ」のおしりふき。「するリンきれいおしりふき」という商品には、「メチルパラベン、エチルパラベン、プロピルパラベン」の3種類が使用されています。つまり花王の商品は今年の10月以降は欧州各国では販売禁止になるわけです。

世界中では、2002年のヨハネスブルグサミットで合意された「2020年までに化学物質による人と環境への悪影響を最少化する」という2020年目標に向けて各国は化学物質対策を進めています。EUで進行中の環境ホルモン規制も今回の化粧品のパラベン規制強化もそうした2020年に向けての対策の一つです。対策が進む欧州を参考にして、日本政府の化学物質管理を監視する必要があります。

(1) <http://www.chemsec.org/what-we-do/influencing-public-policy/endocrine-disrupters/found-in-consumer-products/parabens>

(2) <http://www.chemsec.org/what-we-do/influencing-public-policy/endocrine-disrupters/found-in-consumer-products/parabens>

(3) Commission Regulation (EU) No 1004/2014 of 18 September 2014 amending Annex V to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products

(4) Commission Regulation (EU) No 358/2014 of 9 April 2014 amending Annexes II and V to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products (1)

# 各地のネオニコ削減の動き

## 福井県越前市 ▶P38

環境調和型農業に取り組み、ネオニコなどの農薬を削減。

## 島根県隠岐の島町 ▶P34

2014年度の松くい虫防除薬剤の地上散布を中止。

## 兵庫県豊岡市 ▶P39

「コウノトリ育む農法」に取り組む。2012年秋には県の要請でスタークルの使用自粛、栽培歴を差し替え、出回ったスタークルを農協が回収。

## 長崎県 ▶P41

JA長崎せいひがネオニコ系苗箱粒剤ビームアドマイヤースピノザを栽培歴から外す。ダントツをキラップなどに変更。

## 宮崎大学(宮崎県)

天敵利用による持続可能な農業の研究・推進。

## 宮崎県 ▶P46

栽培管理を含むICM(総合的作物管理)が進む。

## 鹿児島県志布志市

ピーマン栽培において天敵利用を推進。

## 高知県 ▶P44

日本で最も天敵を利用した農業を実践。安芸郡では約8割の農家が天敵農法を導入。

## 徳島県小松島市

ネオニコ不使用の「ツルをよぶお米」を生産。

## コープ自然派 ▶P18

カメムシ防除をやめ、1等米も2等米も同じ値段で購入。

## 秋田県大潟村 ▶P28

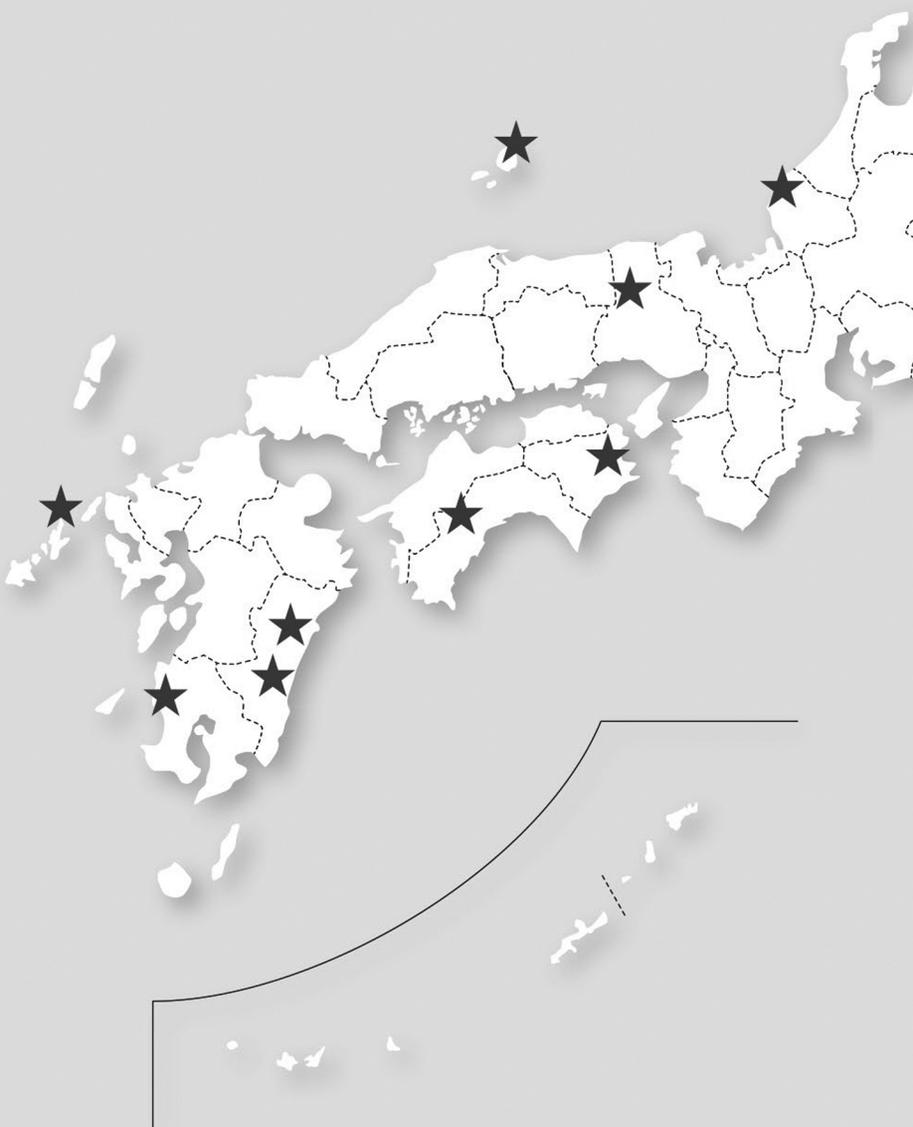
カメムシ防除のネオニコ散布およびコメの等級制度について問題提起を行う。

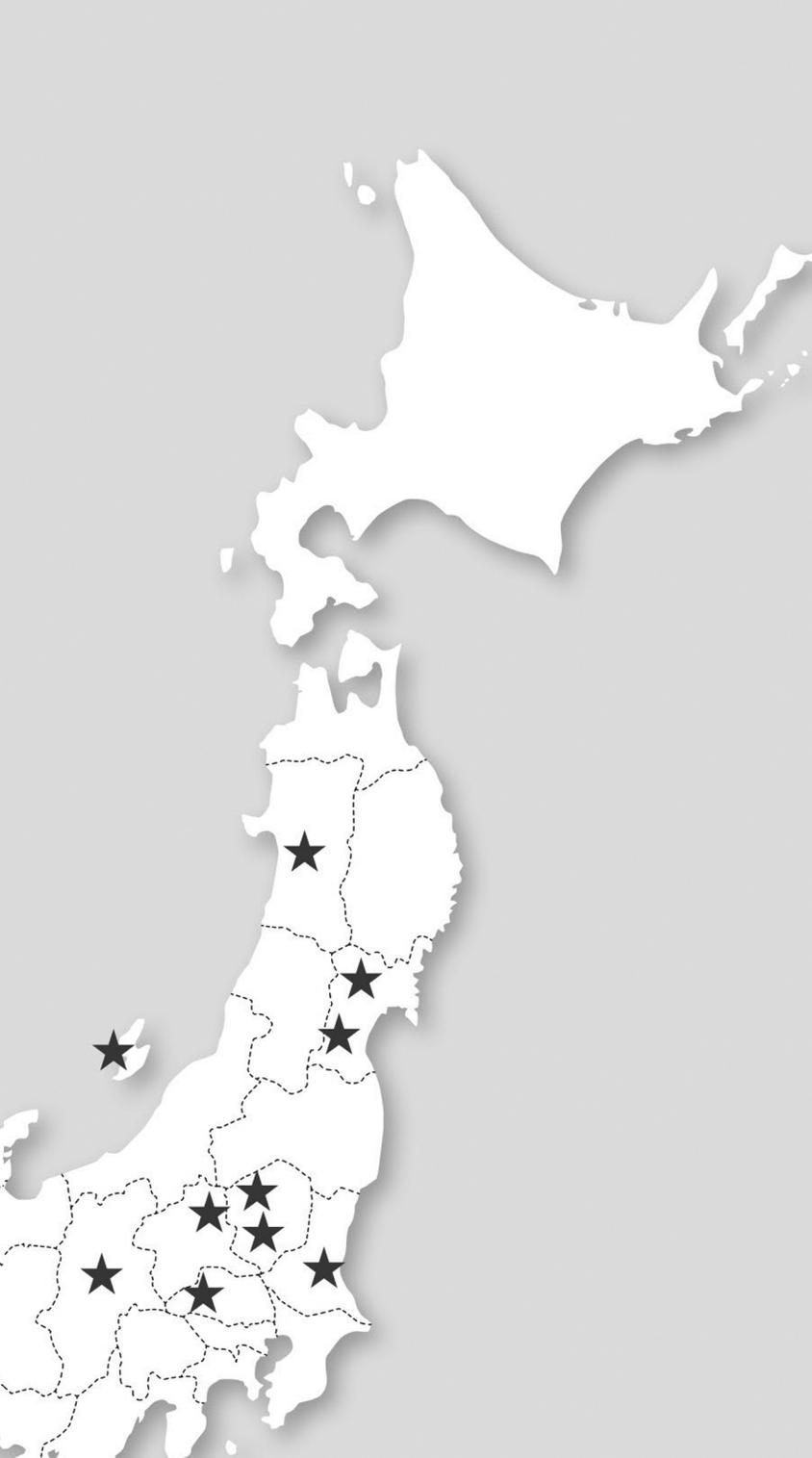
## 新潟県佐渡市 ▶P35

JA佐渡・JA羽茂では水稻についてネオニコ9割以上を削減(2012-2014)。水稻資材注文書の推奨薬剤からネオニコ系を外す。2012年より水稻に対する無人ヘリ(ラジコンヘリ)による広域一斉防除の薬剤からネオニコ系を外す。

## 長野県上田市 ▶P32

2014年度もネオニコの空中散布を中止。





国民会議では、2013年秋から1年間、プロ・ナトゥーラ・ファンド（公益財団法人自然保護助成金）より助成を受け、ネオニコチノイド農薬削減、脱ネオニコの動き、減農薬・無農薬などの新しい取り組みを取材し、情報収集した。その内容は報告書『脱ネオニコレポート』にまとめられている。同報告書の1頁、「各地のネオニコ削減の動き」の地図を紹介する。

#### JAみどりの(宮城県) ▶P19

2012年度よりネオニコ使用中止の取り組みを始める。

#### あいコープみやぎ(宮城県) ▶P15

2014年に農薬栽培基準を改定し、5年後の完全施行を目指す。使用禁止農薬はネオニコ3成分(クロチアニジン・イミダクロプリド・チアメトキサム)、フィプロニル、有機リン系農薬など。果樹栽培でネオニコ削減実施中。2014年に全リンゴ園でのネオニコ不使用に取り組むことを決定。

#### 茨城県笠間市 ▶P26

上郷地域においてカメムシ防除のネオニコ空中散布を5割削減。

#### パルシステム(東京都) ▶P10

水稻についてネオニコ3成分とフィプロニルを2014年の削減目標農薬に入れる。

#### 生活クラブ(東京都) ▶P11

ネオニコ独自の残留基準を設定(EU基準値または国内の基準値の1/10未満の厳しい方を採用)。

#### らでいっしゅぼーや(東京都) ▶P13

フィプロニル禁止。

#### ネオニコネット(ネオニコチノイド系農薬の使用中止を求めるネットワーク/東京都)

ネオニコ系・有機リン系殺虫剤を使用しない「生き物認証システム」を立ち上げる。

#### 民間稲作研究所(栃木県)

無農薬栽培への取り組みや各地への啓発を行う。

#### よつ葉生協(栃木県) ▶P12

2013年度よりコメについてネオニコ不使用を実現。2014年4月現在、野菜や果物でのネオニコ不使用に向け研究・学習中。

#### 群馬県渋川市 ▶P43

ネオニコと一部有機リン不使用の「選別農薬農法」による認定制度を立ち上げ、学校給食での農薬削減を模索。

# EUの環境ホルモン状況が53分でわかる ドキュメンタリー番組(日本語訳)公開中です

事務局・ジャーナリスト 植田 武智

11月15、16日の環境ホルモン（内分泌かく乱物質）に関する国際セミナーを準備中です。セミナーに先駆けて、国民会議のホームページに、ヨーロッパの環境ホルモンをめぐる状況がよく分かる53分間のドキュメンタリー番組を公開しています。

今年の8月にフランスのテレビ局で放送されたもので、事務局で日本語字幕版を作成しました。（動画の見方はこの記事の最後にご案内）

特に11月15日の1日目の国際セミナー「どうなる！ どうする！ EUの環境ホルモン規制」の参考資料としてはピッタリなので、ご参加予定の方はぜひ、事前にこの動画をご覧ください。セミナーの理解度がグンとアップすること請け合いです。動画に出演しているコルテンキャンプ教授が来日し、国際セミナーに登壇予定です。

ただ動画だからわかりやすいと言っても、遠く離れたヨーロッパのことなので、少し解説記事を書くことにしました。

番組では、EUでの内分泌かく乱物質規制をめぐる規制当局である欧州委員会をはじめ、研究者、欧州議会、産業界、NGOの動きを、各グループの代表者へのインタビューを組み合わせで紹介しています。

## 日本より二歩も三歩も進んだ欧州の取り組み

番組のトーンとしては悲観的で、産業界の悪質な介入により、せっかく実現の一手手前まで来た環境ホルモン規制が一時停止状態になってしまったという結論で終わっています。

しかし、規制に向けた動きがまったく始まっていない日本の状況と比較してみると、EUの状況は一步も二歩も先を行っています。世界の最先端を行っていると言っても言い過ぎではないでしょう。将来

日本でも規制の動きが本格化してくると、産業界から同じような介入がされる可能性は高いので、事前に知っておく必要があります。

番組では、規制案を骨抜きにしようとする産業界の度重なる介入を紹介していますが、そうした目論見はことごとく失敗。欧州委員会の環境総局（日本の環境省に相当）は、産業界にとってかなり厳しい規制案を作り上げました。その最終決定の直前で欧州委員会のトップからストップがかかり、実施が延期されました。日本でいえば、環境省が珍しく業界の反対にもかかわらず厳しい規制案を作成したのに、首相官邸から突然ストップがかかったという感じでした。

しかし全面中止ではなく、この規制案が社会に及ぶコストと規制によるベネフィットの評価（費用便益評価）を実施するというものです。それに沿って今年の9月からは、規制案に対するパブリックコメントも開始されています。歩みは遅くなりましたが、少しずつ進行しているのは確かです。

## 内分泌かく乱物質に閾値はあるか

番組では、産業界やそれと結託した一部のEU加盟国（イギリスなど）による規制案つぶしの動向が細かく紹介されています。

実はEUではすでに農薬規制や殺虫剤（農業用以外）規制で、内分泌かく乱作用のある成分を使ったものは販売禁止にすることが決定しています。一般化学物質でも、内分泌かく乱作用のあるものは、発がん作用や生殖毒性などとともに高懸念物質として指定し、販売許可性にするなど厳しい管理を行うことが決まっています。

現在EUで進んでいるのは、どの化学物質が内分泌かく乱物質であるかを定める判定基準案の作成で

**【EUでの環境ホルモンの規制をめぐる動き】** 太字は番組で出てくる時間

- 1999年 欧州委員会「内分泌かく乱物質に対する共同体戦略」を取りまとめ
- 2006年 REACH（欧州化学品規制）採択（内分泌かく乱物質を高懸念物質と規定。2013年6月中に内分泌かく乱物質の定義を策定）
- 2009年 植物保護製品（農薬）規制採択（内分泌かく乱物質は禁止。2013年12月31日までに定義を策定）  
欧州議会が内分泌かく乱物質の規制を決議（3分37秒～）  
欧州委員会・環境総局が内分泌かく乱物質の科学的レビューをコルテンキャンプ教授等に外部委託（9分53秒～）
- 2010年秋 環境総局は、特別会合（EC関連総局・EU関連庁・加盟国）特別会合の設置
- 2011年5月 特別会合の下部組織として専門家諮問グループ（ED-EAG）の設置
- 12月 コルテンキャンプ教授等「内分泌かく乱物質の最新評価」（コルテンキャンプ報告書）を環境総局へ提出。その後の検討の基礎資料となる（11分42秒～）  
健康消費者保護総局（DG-SANCO）が、環境総局の作業と並行して、欧州食品安全機関（EFSA）に内分泌かく乱物質の定義に関する作業を進めるように指示（25分53秒～）
- 2013年3月 環境総局の内分泌かく乱物質の判断基準の草案がリークされる（30分51秒～）
- 6月 毒性学・薬理学の学術誌の編集者18人の連名で欧州委員会が進める内分泌かく乱物質規制案への批判を14の学術誌へ掲載。同時に欧州委員会首席科学顧問アン・クレーバー氏へ手紙を送付（36分3秒～）  
欧州委員会・首席科学顧問アン・クレーバー氏は、規制賛成・反対の両者を呼び会談（45分33秒～）
- 7月 内分泌かく乱物質規制のための判定基準についてその実施の社会への影響評価を実施することを決定（ほぼ1年以上かかる）。判定基準の実施は、当初の予定（2013年6月または12月末）に間に合わないことが決定。
- 2014年9月 影響評価実施中で、その中で判定基準のパブコメを開始（締切2015年1月）

す。一般化学物質の規制は2013年の6月まで、農薬規制でも2013年12月中に判定基準を決めるべきことが決まっていました。

内分泌かく乱物質であるという判定基準の作成で問題になったのは、これ以下なら安全と言える摂取量（閾値）が存在するとみるかどうかです。

例えば放射線や遺伝毒性発がん物質などは、閾値が無いと判断されます。そうなると少ない量でもそれなりに有害影響があるということになります。農薬や殺虫剤の規制では、もし内分泌かく乱物質であっても、ばく露レベルが無視できる程度であれば禁止しないと決められています。もし内分泌かく乱物質に閾値があるという判断になれば、多くの農薬が禁止を逃れる可能性が出てきます。

しかし体内の正常なホルモンをかく乱することで有害影響を起こすメカニズムを考慮すると、内分泌

かく乱物質には閾値はない可能性が高いとコルテンキャンプ教授は指摘しています。（動画19分39秒～



コルテンキャンプ教授

### 作用の強い物質だけに限定しようという産業界の企みも失敗

同様の規制逃れのために産業界が提案してきたのが、ポテンシー（効力）の強さによる足切りです。

動物実験などで内分泌かく乱による有害影響が観察されたとしても、ある一定以上のばく露量以下で影響が出ていなければ、無視できるとして規制から外し足切りしようというものです。これは科学的判断というよりも、規制の社会的影響を小さくしようという産業界や行政の意図から生まれた考えです

コルテンキャンプ教授は、「イギリス政府は、産業への影響を少なくするために、効力（ポテンシー）が強いごく一部の物質だけに限定して、残りの内分泌かく乱物質は規制の対象から外そうとしているのだ」と指摘しています。（動画22分46秒～）

NGOも「効力が弱い物質でも、胎児期のように感受性の高い時期の暴露ならばダメージを受ける可能性は否定できない。ばく露のタイミングを無視して効力の弱い内分泌かく乱物質なら安全だとは言えない。効力の強いものだけを規制するということは産業界のための政策で、公衆衛生のための政策とは言えない」と批判しています。

実際に番組の中でも農薬産業界の人が「現在欧州では農薬に使用される成分は400種類ほどだが、その内50種類が内分泌かく乱物質と判断され販売禁止になる可能性がある。そうすればその損失は農薬全体の販売価格の40%。ほぼ80～90億ユーロに及ぶ」と大反対しています。

## 規制の根拠となる科学研究の信用を貶める

結局、欧州委員会の環境総局は、産業界や英国などが提案する内分泌かく乱物質の定義を限定しようという取り組みを拒否しました。そうすると最後の手段として産業界は、コルテンキャンプ教授たちによる規制の科学的根拠となった研究の信用を貶める戦略を繰り出しました。産業界から研究費などの助成を受けている科学者たちがそろって、欧州委員会の規制案を非科学的だと非難する論文を発表したのです。

こうした策略は、1950年代にタバコ産業界が作り出した「疑惑の捏造」という策略だと、元欧州環境機関のデビッド・ギー氏が指摘しています。（動画14分46秒～）。たばこ産業界のメモに「公衆や政策担当者の心の中に疑惑を生むことができたなら、20年30年と我々の製品であるタバコでも守っていくことができる」と書いてあり、その戦略はその後さまざま



デビッド・ギー氏

な産業界が利用しているものだということです。

結局、法律で定められていた内分泌かく乱物質の定義の策定期限（2013年6月と12月）はどちらも守られませんでした。産業界はとりあえず、規制の実施を遅らせることに成功したというわけです。

現在、欧州委員会は、影響評価（規制の社会的コストとベネフィットを考慮した評価）を実施中です。しかしデビッド・ギー博士は、「当面の規制にかかる費用の方が過剰に見積もられ、規制実施によって有害影響が減少することの利益の見積もりは過小評価される可能性が高い」と懸念しています。

先進的なEUの規制がどうなるか、後進国日本の我々も注意して見守る必要があります。

## 番組の見方

ダイオキシン・環境ホルモン国民会議のホームページ（<http://kokumin-kaigi.org/>）の最初のページの下部「news」の「欧州連合（EU）での環境ホルモン規制に向けた動きについての参考情報（2014年10月14日）」をクリックする。

# ミツバチだけでなく、赤トンボも絶滅の危機

—環境省が初めて農薬（ネオニコ・フィプロニル）の影響調査—

理事 水野 玲子

赤トンボの代表ともいえる「アキアカネ」の減少は以前から指摘されてきたが、環境省は2014年9月、稲作に使用される農薬がトンボの生態に及ぼす影響について実態調査を開始すると発表した。

今回の調査は、国立環境研究所が全国7カ所の池や、湖沼の水や堆積物の残留農薬、トンボへの農薬の影響を調べる予定であり、研究代表者の五箇公一氏は、『クワガタムシが語る生物多様性』（創美社、2010）の中で、水田への育苗箱施用剤として使用されるネオニコ（イミダクロプリド）やフィプロニルによって、水生生物が大打撃を受けることを以前から指摘していた。五箇氏は今回の研究で、欧州食品安全機関（E F S A）におけるリスク評価の妥当性も検証するとのことだが、E F S Aは2013年末、ネオニコ系の2成分がミツバチだけでなく、子どもの脳の発達に影響を及ぼす可能性があるとする重大な警告を発している。

今回の研究で対象となる農薬は、イミダクロプリドなどのネオニコチノイド系農薬、そして、同じく浸透性農薬としてミツバチ大量死影響したとヨーロッパで注目されているフェニル・ピラゾール系のフィプロニルである。すでに、水田での育苗箱に使用されるこれらの成分を含む殺虫剤が水生生物に与える影響の国内での研究は進んでおり、2010年にE x T E N D 2005環境省の野生生物の生物学的知見発表会で、石川県立大の上田哲行氏らによって「アカトンボ減少傾向の把握とその原因究明」と題する研究発表、また宮城大の神宮字寛氏と上田氏との共同研究「フィプロニルとイミダクロプリドを成分とする育苗箱施用殺虫剤がアキアカネの幼虫と羽化に及ぼす影響」の論文（農業農村工業会論文集、2009）などがその危険性を指摘している。

ネオニコ系の2成分を含む農薬を使用した水田

は、不使用の水田と比較して、ヤゴの羽化率が3割と低く、またフィプロニル製剤を使用した水田ではヤゴは全く羽化しなかったという。

環境省がトンボなど生物をまもるために農薬を問題とするのはきわめて異例であり、この農薬調査の結果、環境省が農薬の生態系への影響についてははっきりと危険性を評価し、農水省や農薬メーカーに意見することがあるとすれば、それはネオニコ問題にとって大きな進展となるだろう。日本の生態系、トンボが舞い、ホタルやハチ、チョウがあたりまえに見られる環境を取り戻すために環境省の今回の調査に期待したい。



水田に散布した農薬による赤とんぼの激減を追ったDVD、2012年

制作：「赤とんぼがない秋」制作委員会 演出・撮影・編集 岩崎充利（ミツバチからのメッセージのDVD制作に続き、ネオニコ農薬やフィプロニルに危険性を訴える作品）

## ◎11月15、16日連続国際市民セミナー (両方参加しても1000円)

同封しましたチラシにあるように、11月15日と16日連続で国際市民セミナーを開催予定です。

15日は環境ホルモン問題に焦点を当てて、EUで進行中の環境ホルモン物質の規制の最新情報に関するセミナーになります。

16日はより一般の人向けで、妊娠中の胎児の環境が、出生後の病気のリスクの上昇につながるという問題を、専門家の先生方から分かりやすく解説してもらおうというセミナーになります。

とっつきやすいのは16日のセミナーと言うことになりますが、16日参加予定の方は、15日も無料で参加可能です(どちらか片方でも1000円。両方でも1000円)。ぜひ両方にご参加ください。

## ◎ネオニコレポートの販売について

購入希望冊数が1～10冊の方は200円×冊数+送料(82円)分の切手同封で事務局にお申し込みください。11冊以上の方は、請求書同封の上、着払い(クロネコヤマト便)で発送しますので、ご希望冊数および送付先をメールまたはファックスで事務局までお知らせください。

なお、11月15、16日の連続国際市民セミナーでは、ネオニコレポートの販売を行う予定です。

## ◎活動報告(14/09～14/10)

09月11日 運営委員会  
09月21日 次世代PT会議  
10月09日 運営委員会  
10月13日 次世代PT会議

## 編集後記 広報委員長 佐和洋亮

### 腹の立つ ことの多しや 暮れの秋

木曾のナー 中乗りさん  
木曾の御嶽山は ナンジャラホーイ  
夏でも寒い ヨイヨイ

民謡木曾節で謡われた御嶽山の噴火。60人以上の人が亡くなったり、行方不明になりました。落ちてくる噴石や噴煙から逃げまどった登山者の方々は、どんな思いだったのでしょうか。比較的楽に登れる3000メートルの山。10数年前に頂上の山小屋から降りるが如し星空を眺めた記憶があります。みな様のご冥福をお祈りします。人間の力の及ばない地球の活動。なかなか予知できないものの、前兆があったのだから警告が出せなかったものか。

さて、桜島の北薩火山群の真ん中に位置する鹿児島島の川内(せんだい)原発。原発の真下でいつ噴火が起こっても不思議ではないともいわれています。その川内原発では、万一の事故に備えて住民に甲状腺被爆を防ぐとされるヨウ素剤を配付しています。同じことは、この鹿児島その他、愛媛、佐賀でも実施・計画され、最近是我的ふる里島

根でも避難計画と合わせて計画されました。火山列島であり、地震国でもあるこの国。未代まで残ることになる危険な放射能。薬を配ることより原発を廃棄することが次の世代に対する責任です。

更に、驚くべき最近のニュース。福島第一原発の直ぐ横の帰還困難区域内を走る国道6号線の通行規制が解除されました。人の立ち入り禁止区域内を、車に乗っていれば誰でも通行できることになったのですが、締め切った車内でも線量は上がるそうです。子どもが乗っていた場合は、どういうことになるのか。東京オリンピックを誘致したくて、「放射能はコントロールされている」との発言などもあり、何という為政者のいい加減さ。

そんなことに腹を立てているうちに、早や木枯らし一号。どちら様も風邪などに御気をつけ、忙しい年末をお迎え下さい。(風邪は乾燥が原因。寝る前に仰向けになって、薬用オリーブ油を一滴ずつ鼻の穴に垂らし、そのままマスクをして寝ます。乾燥防止になり風邪を引きません。日々実証済み)  
(参考文献:デイズジャパン 11月号他)

ダイオキシン・環境ホルモン対策  
国民会議 提言と実行  
ニュースレター 第89号  
2014年10月発行

### 発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策  
国民会議 事務局  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷1-21  
戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642  
ダイオキシン・環境ホルモン対策  
国民会議

編集協力・レイアウト  
(有)総合工房CAP